

読書コーナー

春宵十話

著者：岡潔
出版：光文社

岡潔という世界的な天才数学者
をご存じでしょうか？

岡潔先生は多変数関数論という分野において、当時世界中の誰もが手に負えなかった究極の難問をたった一人で解き明かした日本が誇る数学界のレジェンドです。彼は数学という学問に没頭し、20年という歳月をかけ、みごと多変数関数論の三大問題をすべて解決するという前人未踏の偉業を達成したのです。世界を驚かせた岡先生はその並外れた業績が評価され、1960年文化勲章を受章しました。

一般的に数学とは論理的な学問であると言われる。ところが岡先生はこの本の中で人間の情緒こそが学問の中心であると言っているのです。

そもそも情緒とはなんなのか？

春宵十話の中では情緒という言葉が多く語られています。がはっきりした説明が書かれていません。そこで、岡先生は

春宵十話 岡潔

他の著書で、『日本人は情緒の世界に住んでいるから、四季それぞれ良い。晴れた日、曇った日、雨の日、風の日、みなどりどりがあって良い。こんなふうで全て良いとする。』と語っています。

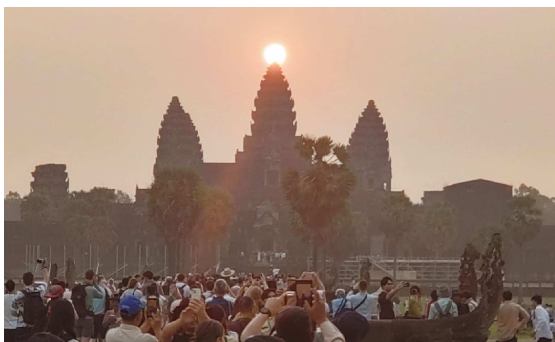
私は、シンプルに自然に心が動く人の心のことを意味していると思います。

その情緒の中心の調和がそこなわれると人の心は腐敗する。社会も文化もあつという間にとどめもなく悪くなってしまふ。そうならないよう岡先生は情緒を磨くために直感を鍛え、善行を繰り返す事だと説いています。

善行とは、一切の打算が入らない相手に対する思いやりの行為。自分にとって正しいと感じたことを信じて貫くこと、何かがおかしいと感じたら、その問題点を発見し、修正することができる力をつけることこそ重要だと、それができないとオオムのように他人のもののまねしかできなくなっていく、もっと言えば、あらゆる出来事に対して、自分独自の見解が持てず、他人の意見にすりつくようになってしまふ。

自分にとって正しいと感じたことを信じて貫くことは相当な心の強さが必要です。善行を繰り返す事はとても難しい事だと思いますが、相手に対する思いやりの心を大切にしながら情を磨いていきたいです。

(文責：荒川)



アンコールワット遺跡群 日の出

ANGKOR WAT



編集後記

4月は入学や就職、転勤等、新生活が始まる季節です。心も新たに頑張っていきたいと思います。

かなた新聞

高橋税経グループ

かなた税理士法人

かなた税理士法人 TEL: 027-364-5566

株群馬M&Aセンター TEL: 027-364-8040

相統手続支援センター群馬 TEL: 027-363-5959

〒372-2000 群馬県群馬市東区大田 かなた税理士法人 代表取締役 高橋 孝雄 TEL: 027-364-5566 FAX: 027-364-5567 E-mail: kana@kana-tax.jp

KANATA
SHINBUN

令和 7 年
4 月 1 日発行
第189号

所長挨拶



ミャンマーを震源とする大地震により被害を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げます。

陽春の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

先月、M&A関係の国際会議に参加するためタイのバンコクに行ってきました。以前、ある製造業のお客様がバンコクで合併企業を運営していたことがあり、その企業を訪問するために何度かタイに行ったことがあるのですが、その頃行く度に空港や高速道路など都市のインフラが大きく変貌している状況に驚かされました。今回は約10年ぶりのタイ訪問になるのですが、空港から都心に近くにつれて、以前はほとんど見かけなかった超高層ビルやタワーマンションが林立し、また新しい高級ショッピングモールが開業しているなど、この10年の間のタイ経済の急成長ぶりに目を見張るものがありました。

バンコク中心部の新築タワーマンションでは、到底日本人には手の届かないような高価物件も売られ、しかも次から次へと買い手が付いているということです。帰国してから調べてみますと、この10年間のドルベースのGDPは、日本が円安の影響もあって約17%ダウンしたにもかかわらず、タイはコロナ禍を挟んでもなお約30%アップしていたことを見てもタイの成長ぶりがよく

分かります。

とは言うものの以前から問題となっている国民の貧富の差は依然大きく、再開発に取り残された地域には昔ながらのバラックがひしめき合い、時に目抜き通りの路上で物乞いをする人も見かけます。タイ経済発展の基礎となったのは、1960年代の日系自動車メーカーの進出とも言われ、今なおこれらメーカーとその関連企業による輸出と雇用の創出が経済に大きな影響を与えている現実を考えた時、今後のアメリカによる自動車の輸入に対する追加関税措置がどう影響するのか予断を許さないところです。

せっかく東南アジアまで出向いていたので、足を延ばして隣国カンボジアのアンコールワット遺跡群の見学をしてきました。拠点となるシェムリアップの空港まではバンコクから飛行機で約1時間。空港からバスで遺跡近くの町に向かうのですが、その風景がわずか1時間前に見ていたバンコクの都会の景色とあまりに違うのにまず驚かされます。

農地でもない放牧地でもないいわゆる原野が延々と続きます。地雷はほとんど撤去されたと説明されましたが、こんな場所でも度重なる内戦や隣国との紛争が繰り返されたのでしょうか。

アンコールワット遺跡群は、皆さまにも一度是非足を運んでいただきたいほど素晴らしい遺跡でしたが紙面も少なくなり、また駄文でお伝えできるようなものでもないので、一枚の日の出の写真を掲載して説明に替えさせていただきます。

4月に入りやっと本格的な春を迎えられそうです。季節の変わり目、皆さまには十分健康に留意されお元気に毎日をお過ごし下さるよう心からお祈り申し上げます。

Contents

P1 所長挨拶・目次

P2 税務トピックス

P3 Q&Aコーナー

P3 将軍の日

P4 読書感想文

P4 編集後記



かなた税理士法人 ～税務TOPICS～

知らないと損する!?

お金や税金ニュース

【生命保険料控除】

令和8年の1年間のみ、一部の控除額を拡充へ

昨年12月に令和7年度税制改正大綱が公表され、
「年収の壁」に関する改正内容に注目が集まっていますが、そのほかにもいくつかの改正内容が盛り込まれています。
今回は、子育て支援の一環として実施が予定されている、「生命保険料控除の一部引上げ」について解説します。

生命保険料控除とは？

生命保険料控除とは、納税者が一般生命保険料や介護医療保険料、個人年金保険料を支払った場合に、一定の方法によって計算した金額を「生命保険料控除」とし、所得から控除できる制度のことです。
現行の所得税法では、平成24年1月1日以降に締結した保険契約を「新契約」、それ以前に締結されたものを「旧契約」として、保険の種類ごとに次表に当てはめて控除額を計算します。

■新契約の場合

年間の支払い保険料	控除額
2万円以下	支払保険料の全額
2万円超～4万円以下	支払保険料×1/2+1万円
4万円超～8万円以下	支払保険料×1/4+2万円
8万円超	一律4万円

■旧契約の場合

年間の支払い保険料	控除額
2.5万円以下	支払保険料の全額
2.5万円超～5万円以下	支払保険料×1/2+7,25万円
5万円超～10万円以下	支払保険料×1/4+2.5万円
10万円超	一律5万円

税制改正大綱による変更点

今回の税制改正大綱によると、生命保険料控除のうち、「新契約」における「一般生命保険料」の控除額のみ、下表のように変更される予定です。

■新契約における一般生命保険料控除の改正案

年間の支払い保険料	控除額
3万円以下	支払保険料の全額
3万円超～6万円以下	支払保険料×1/2+1.5万円
6万円超～12万円以下	支払保険料×1/4+3万円
12万円超	一律6万円

令和7年度の税制改正大綱にて、子育て支援の一環として、生命保険料控除の一部引上げが盛り込まれました。
ただし、令和8年のみの改正であることから、子育て支援としての効果が疑問が残る内容と言えるでしょう。

Q & A コーナー

「どうしよう?」にお答えします!



Q 私は個人事業を営んでおり、年間売上高は毎年800万円前後ですが、令和5年10月1日に適格請求書(インボイス)発行事業者の登録を受け、令和5年から所得税とあわせて消費税の確定申告を行っています。また、令和5年分の消費税の申告はいわゆる「2割特例」を適用して行いました。さて、聞くとところによると、上記の2割特例の適用には期限があるとのことですが、私は令和何年分の消費税の確定申告まで2割特例を適用できるのでしょうか。

A ご相談の場合、消費税の確定申告で2割特例を適用できるのは、令和5年分から令和8年分までとなります。詳細は下記説明をご参照ください。

【解説】

1. 消費税の2割特例とは

消費税法上の2割特例とは、インボイス発行事業者(※)の令和5年10月1日から同日以後3年を経過する日までの日の属する課税期間については、消費税の納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることができるとい制度です。
(※)2割特例を適用できるのは、インボイス制度を機に消費税免税事業者からインボイス発行事業者になった方などの一定の要件を満たしている方に限られます。

2. 課税期間とは

消費税法上の課税期間とは、個人事業者の場合は、原則として、1月1日から12月31日までの期間となります。

このため、ご相談者様が消費税の確定申告で2割特例を適用できるのは、年分で申しますと、

- 1.① 令和5年分(インボイス登録日の令和5年10月1日から12月31日)
 - 2.② 令和6年分(令和6年1月1日から12月31日)
 - 3.③ 令和7年分(令和7年1月1日から12月31日)
 - 4.④ 令和8年分(令和8年1月1日から12月31日)
- の4回分となります(④について、令和8年9月30日ではないことにご留意ください)。

【免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から登録を受ける場合】



将軍の日(中期5カ年経営計画作成セミナー)

「将軍の日」とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。
社長を将軍にみ立て、「将軍の日」と命名されました。

【受講料】

55,000円(税込)/名
2名様以降5,500円(税込)

お問い合わせ：かなた税理士法人
027-361-5568 担当：森平



先行経営Tasseiを行いませんか！

先行経営Tasseiとはスバリ「経営者の描く目標を達成させること！」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を実際に行っていくことが出来るのが「先行経営Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から